

下北山村 トンネル個別施設計画

平成30年1月
下北山村産業建設課

1. はじめに

平成 26 年度から、5 年に 1 度の近接目視点検が義務化され、平成 28 年度末までに 5 トンネルの点検が全て完了し、2 トンネルが判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された（表 1）。判定区分Ⅲは次回点検までに修繕を終えることが望ましいとされており、早期に修繕を行う必要がある。

そこで、本村は次の観点から計画をとりまとめ、トンネル個別施設計画とする。

表 1 下北山村トンネルの定期点検と診断結果

管理者	点検計画数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
下北山村	5	5		3	2	
				60%	40%	

2. トンネル個別施設計画のポイント

- 定期点検Ⅲ判定のトンネル修繕工事を優先的に取り組む。
- 当面 5 年間（早期措置対応が必要となる期間）の計画とする。
- 平成 29 年度の診断結果は、点検完了後、速やかに計画に反映させる。
- 平成 30 年度の 1 巡目点検が終わった後、予防保全型の計画を作成する。

3. トンネル個別施設計画

トンネル個別施設計画は下記および別紙 1（トンネル修繕事業計画）とする。

① 対象施設

対象施設は、下北山村管理の全 5 トンネルとする。

② 計画期間

計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間とする。

③ 対策の優先順位の考え方

健全性評価が低いトンネルを優先的に対策することを原則とする。

健全性評価結果が同一のものに対しては、以下の指標を元に算出した【路線の重要度】の観点から優先順位を設定する。

【路線の重要度】

路線の状況により、トンネルの重要度を定量的に評価する。

評価点は下記の通り、緊急輸送道路、利用頻度（交通量）、代替路の有無、大型交通量、トンネル延長について重み付けを行い、合計点を算出し、評価点とする。

重要度評価指標

項目	重要度 係数	条件及び配点 (最高点10点、最低0点とする)					
		1次緊急	2次緊急	なし			
緊急輸送道路	3	10	9	0			
総交通量	3	≥20,000台 10	≥10,000台 8	≥3,000台 6	≥2,000台 4	≥500台 2	<500台 0
代替路の有無	2	無 10	有 0				
大型車交通量	1	≥4,000台 10	≥2,000台 7	≥1,000台 3	<1,000台 0		
トンネル延長	1	≥1000m 10	≥500m 8	≥300m 6	≥200m 4	≥100m 2	<100m 0

④ 個別施設計画の状態等

各施設の状態は別紙1の通りとする。

⑤ 対策内容と実施時期

各施設の対策内容と実施時期は別紙1の通りとする。

⑥ 対策費用

各施設の対策費用の概算は別紙1の通りとする。

